

岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】新旧対照表

資料 1-2

新	旧	修正理由																																				
<p>第1章 総則</p> <p>第1節から第3節 略</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 本計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（令和7年10月。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 略</p> <p>1 岐阜県周辺の原子力事業所 (1) 本計画で対象とする原子力事業所 略</p> <p>(2) 近県に所在する原子力事業所 略 原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」） 略</p> <table border="1"> <tr><td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>高速増殖原型炉もんじゅ</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市白木</td></tr> <tr><td>号機</td><td>—</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>28.0万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>高速増殖炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>71.4万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>廃止決定 H28.12.21</td></tr> </table> <p>高浜原子力発電所 略 志賀原子力発電所 略 浜岡原子力発電所 略 岐阜県周辺の原子力事業所位置図 略</p> <p>2から4 略</p>	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	所在地	福井県敦賀市白木	号機	—	電気出力	28.0万kW	原子炉型式	高速増殖炉	熱出力	71.4万kW	燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン	運転開始	廃止決定 H28.12.21	<p>第1章 総則</p> <p>第1節から第3節 略</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 本計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（令和6年9月。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 略</p> <p>1 岐阜県周辺の原子力事業所 (1) 本計画で対象とする原子力事業所 略</p> <table border="1"> <tr><td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>高速増殖原型炉もんじゅ</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市白木</td></tr> <tr><td>号機</td><td>—</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>28.0万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>高速増殖炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>71.4万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>廃止決定 H28.12.21</td></tr> </table> <p>(2) 近県に所在する原子力事業所 略 原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」） 略</p> <p>高浜原子力発電所 略 志賀原子力発電所 略 浜岡原子力発電所 略 岐阜県周辺の原子力事業所位置図 略</p> <p>2から4 略</p>	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	所在地	福井県敦賀市白木	号機	—	電気出力	28.0万kW	原子炉型式	高速増殖炉	熱出力	71.4万kW	燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン	運転開始	廃止決定 H28.12.21	<p>原子力災害対策指針の改正</p> <p>冷却告示による関係 周辺都道府県からの 削除</p> <p>冷却告示による関係 周辺都道府県からの 削除</p>
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																					
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ																																					
所在地	福井県敦賀市白木																																					
号機	—																																					
電気出力	28.0万kW																																					
原子炉型式	高速増殖炉																																					
熱出力	71.4万kW																																					
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン																																					
運転開始	廃止決定 H28.12.21																																					
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																					
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ																																					
所在地	福井県敦賀市白木																																					
号機	—																																					
電気出力	28.0万kW																																					
原子炉型式	高速増殖炉																																					
熱出力	71.4万kW																																					
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン																																					
運転開始	廃止決定 H28.12.21																																					

新	旧	修正理由												
<p>第2章 第1節から第9節 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 県は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、指針の指標 (OIL)に基づく避難(一時移転を含む。以下同じ。)を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」(令和8年3月。以下「広域避難方針」という。)に基づき、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。</p> <p>1 避難計画の改定 (1) 略 (2) 略 【指針の指標】</p> <table border="1" data-bbox="216 884 1225 1178"> <tr> <td></td> <td>数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施</td> <td>1日内を目途に地域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> <tr> <td>避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)</td> <td>毎時500μSv (マイクロシーベルト)</td> <td>毎時20μSv (マイクロシーベルト)</td> </tr> </table> <p>注1) OILによる判断は、プルーム通過後の空間放射線量率による 注2) 拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず</p> <p>2から5 略</p> <p>第11節から第22節 略</p>		数時間内を目途に 地域 を特定し、避難等を実施	1日内を目途に 地域 を特定し、1週間程度内に一時移転を実施	避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)	<p>第2章 第1節から第9節 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 県は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、指針の指標 (OIL)に基づく避難(一時移転を含む。以下同じ。)を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」(令和7年3月。以下「広域避難方針」という。)に基づき、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。</p> <p>1 避難計画の改定 (1) 略 (2) 略 【指針の指標】</p> <table border="1" data-bbox="1374 884 2383 1178"> <tr> <td></td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> <tr> <td>避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)</td> <td>毎時500μSv (マイクロシーベルト)</td> <td>毎時20μSv (マイクロシーベルト)</td> </tr> </table> <p>注1) OILによる判断は、プルーム通過後の空間放射線量率による 注2) 拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず</p> <p>2から5 略</p> <p>第11節から第22節 略</p>		数時間内を目途に 区域 を特定し、避難等を実施	1日内を目途に 区域 を特定し、1週間程度内に一時移転を実施	避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)	<p>広域避難方針の改正</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p>
	数時間内を目途に 地域 を特定し、避難等を実施	1日内を目途に 地域 を特定し、1週間程度内に一時移転を実施												
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)												
	数時間内を目途に 区域 を特定し、避難等を実施	1日内を目途に 区域 を特定し、1週間程度内に一時移転を実施												
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)												

新		旧		修正理由
<p>第3章 緊急事態応急対策 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 活動体制の確立 略</p> <p>1 県の活動体制 (1) から (4) 略 (5) 災害対策本部体制 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急対策チームの事務分掌等 災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)</p>		<p>第3章 緊急事態応急対策 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 活動体制の確立 略</p> <p>1 県の活動体制 (1) から (4) 略 (5) 災害対策本部体制 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急対策チームの事務分掌等 災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)</p>		
緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班	
②受援対策チーム	リーダー 危機管理部 次長 副リーダー 消防課長	各支援部隊の受援、相互の活動調整及び活動支援に関する事 ・各支援部隊の活動拠点の確保に関する事 ・各支援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供に関する事 ・各支援部隊の相互の活動調整に関する事 ・その他、各支援部隊の活動支援に関する事	消防班 防災班 警備総括班	岐阜県災害対策マニュアルとの整合
⑥避難所支援チーム	リーダー 危機管理部 部長 副リーダー 防災課地 域防災支援 監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援及び授業再開に関する事 ・避難所運営の支援に関する事 ・授業再開対策に関する事	防災班 外国人活躍・共生社会推進班 廃棄物対策班 私学振興班 健康福祉政策班 教育財務班 学校安全班 義務教育班 高校教育班 特別支援教	
緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班	
②受援対策チーム	リーダー 危機管理部 次長 副リーダー 消防課長	各支援部隊の受援、相互の活動調整及び活動支援に関する事 ・各支援部隊の活動拠点の確保に関する事 ・各支援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供に関する事 ・各支援部隊の相互の活動調整に関する事 ・その他、各支援部隊の活動支援に関する事	防災班 消防班 警備総括班	岐阜県災害対策マニュアルとの整合
⑥避難所支援チーム	リーダー 危機管理部 部長 副リーダー 防災課地 域防災支援 監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援及び授業再開に関する事 ・避難所運営の支援に関する事 ・授業再開対策に関する事	防災班 廃棄物対策班 私学振興班 健康福祉政策班 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教	

新				旧				修正理由
			育班 男女共同参画推進班				育班 男女共同参画推進班	
⑧ 渉外チーム	リーダー 総合企画部長 副リーダー 総合企画部次長	国の各省庁等との渉外に関すること ・皇室の視察に関すること ・国の各省庁及び他の都道府県からの視察に関すること ・国の各省庁に対する要望に関すること ・海外からの支援・視察に関すること	<u>総合政策班</u> その他総合企画部各班 <u>(外国人活躍・共生社会推進班を除く)</u> 秘書班 広報班 財政班 危機管理政策班 環境生活政策班 健康福祉政策班 商工労働政策班 農政班 林政班 建設政策班 都市政策班 教育総務班	⑧ 渉外チーム	リーダー 総合企画部長 副リーダー 総合企画部次長	国の各省庁等との渉外に関すること ・皇室の視察に関すること ・国の各省庁及び他の都道府県からの視察に関すること ・国の各省庁に対する要望に関すること ・海外からの支援・視察に関すること	<u>総合政策班</u> その他総合企画部各班 秘書班 広報班 財政班 危機管理政策班 環境生活政策班 健康福祉政策班 商工労働政策班 農政班 林政班 建設政策班 都市政策班 教育総務班	岐阜県災害対策マニュアルとの整合
ウ 略 2～6 略				ウ 略 2～6 略				
第3節 防災業務関係者の安全確保 略 1 略 2 略 3 防災業務関係者の被ばく管理 (1) 防災業務関係者の防護指標 県、県警察、被災市町村は、防災業務関係者の被ばく管理について、 <u>電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）</u> 等に基づき、次のとおり行うものとする。 アからイ 略				第3節 防災業務関係者の安全確保 略 1 略 2 略 3 防災業務関係者の被ばく管理 (2) 防災業務関係者の防護指標 県、県警察、被災市町村は、防災業務関係者の被ばく管理について、 <u>従前の原子力防災指針（原子力安全委員会 平成22年8月最終改定）</u> 等に基づき、次のとおり行うものとする。 アからイ 略				原子力災害対策指針との整合

新	旧	修正理由												
<p>(2) から (3) 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p> <p>1 屋内退避・避難の対応方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難等に係る判断、指示</p> <p>【指針の指標】</p> <table border="1" data-bbox="231 594 1285 863"> <tr> <td></td> <td>数時間内を目途に<u>地域</u>を特定し、避難等を実施</td> <td>1日内を目途に<u>地域</u>を特定し、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> <tr> <td>避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)</td> <td>毎時500μSv (マイクロシーベルト)</td> <td>毎時20μSv (マイクロシーベルト)</td> </tr> </table> <p>※OILによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による</p> <p>2から3 略</p> <p><u>4 屋内退避実施後の運用</u></p> <p><u>屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。</u></p> <p><u>屋内退避継続の判断は屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県及び市町村と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難の切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う、肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>屋内退避を実施している住民等に対しては原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、退避すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。</u></p> <p><u>なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える</u></p>		数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施	1日内を目途に <u>地域</u> を特定し、1週間程度内に一時移転を実施	避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)	<p>(2) から (3) 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p> <p>1 屋内退避・避難の対応方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難等に係る判断、指示</p> <p>【指針の指標】</p> <table border="1" data-bbox="1389 594 2442 863"> <tr> <td></td> <td>数時間内を目途に<u>区域</u>を特定し、避難等を実施</td> <td>1日内を目途に<u>区域</u>を特定し、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> <tr> <td>避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)</td> <td>毎時500μSv (マイクロシーベルト)</td> <td>毎時20μSv (マイクロシーベルト)</td> </tr> </table> <p>※OILによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による</p> <p>2から3 略</p>		数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施	1日内を目途に <u>区域</u> を特定し、1週間程度内に一時移転を実施	避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)	<p>原子力災害対策指針との整合</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p>
	数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施	1日内を目途に <u>地域</u> を特定し、1週間程度内に一時移転を実施												
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)												
	数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施	1日内を目途に <u>区域</u> を特定し、1週間程度内に一時移転を実施												
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)												

新	旧	修正理由
<p><u>民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。県は、遅滞なく市町村へ共有し、住民への注意喚起が行われるよう伝達する。</u></p> <p><u>5 屋内退避の解除</u> <u>屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。</u> <u>なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1又はO I L 2を超える地域があれば避難や一時移転等に防護措置を講ずることとなる。</u></p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 原子力災害医療活動 略 1から2 略</p> <p>3 住民等に対する避難退域時検査の実施 国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の住民等に対する避難退域検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。以下同じ。</u>）を行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。 県は、指針に基づき、被災市町村及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した住民等について、サーベイメータ等による避難退域時検査を実施する。 また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行うものとする。</p> <p>第8節から第14節 略</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 略 第1節から第7節 略</p> <p>第8節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。 また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、<u>多言語で</u>情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。 さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合に</p>	<p>第6節 略</p> <p>第7節 原子力災害医療活動 略 1から2 略</p> <p>3 住民等に対する避難退域時検査の実施 国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の住民等に対する避難退域検査を行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、被災市町村及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した住民等について、サーベイメータ等による避難退域時検査を実施する。 また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行うものとする。</p> <p>第8節から第14節 略</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 略 第1節から第7節 略</p> <p>第8節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。 また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、<u>外国語でも</u>情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。 さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合に</p>	<p>防災基本計画の改正</p> <p>県地域防災計画本編との整合</p>

新	旧	修正理由
<p>は、スクリーニング検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p> <p>また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。</p> <p>さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、スクリーニング検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。</p> <p>第5章 略</p>	<p>は、スクリーニング検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p> <p>また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。</p> <p>さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、スクリーニング検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。</p> <p>第5章 略</p>	